2022/1/14･15　資料

東電刑事裁判控訴審　第二回公判に向けて
東京高裁における審理の攻防と考えられる展開

担当　弁護士海渡　雄一

本日の説明内容

第１　はじめに

第２　刑事控訴審の仕組み

第３　起訴状の概要

第４　検察官役指定弁護士の主張する控訴趣意

第５　国の推本による長期評価には，津波対策を基礎づける十分な信頼性があった

第５の２　事故後に徐々に明らかになってきた事実

第６　現場検証の重要性

第７　指定弁護士が求めていることと高裁審理の展開シナリオ

第８　控訴審で証拠調べが実施される場合

第９　告訴団・支援団は東京高等に新たな証拠調べの決断を迫る

2019.9.19 東電刑事裁判　東京地裁無罪判決の報告を聞く聴衆

第１　はじめに

福島第一原発を襲った津波と司法

福島原発事故後の原発関連訴訟

① 被害にあった住民の東電や国に対する**損害賠償訴訟**

② 東電役員の刑事責任を明らかにするための**刑事訴訟**

③ 東電役員の民事責任を明らかにする**株主代表訴訟**

④ 原発の再稼働を止め，設置許可の取り消し等を求める民事・行政訴訟

これらの訴訟は，それぞれ争点は異なるが，どれも脱原発という目的を達するために不可欠な構成要素である。

そして，東電役員の個人的な過失責任を問うことのできるのが，②**東電刑事裁判**と③**株主代表訴訟**である

東電刑事裁判控訴審
現場検証と証人尋問の採否は
2月9日第２回公判期日で判断

刑事裁判における証拠を用いて国と東京電力の責任を認めた判決が続いている

・確かに刑事裁判の一審裁判所は被告人らに無罪判決を下した。しかし，刑事裁判の同じ証拠をもとに，東電の過失責任を厳しく断罪した判決が次のとおり多くある。

・東電株代　最終準備書面第２分冊第３章第10

①福島地裁平成２９年１０月１０日判決（判時２３５６号３頁）
②京都地裁平成３０年３月１５日判決（判例時報２３７５・６号１４頁）
③松山地裁平成３１年３月２６日判決（判例集未掲載）
④仙台高裁令和２年３月１２日判決（判例時報２４６７号２７頁）
⑤仙台地裁令和２年８月１１日判決（判例集未掲載）
⑥仙台高裁令和２年９月３０日判決（判例時報２４８４号１８５頁）
⑦高松高裁令和３年９月２９日判決（判例集未掲載）

・生業訴訟・仙台高裁令和２年９月３０日判決は，津波バックチェックに関係する2008年頃の東電内部の資料の記載等を取り上げ，以下のように判示し，東電の義務違反の程度は「決して軽微とはいえない程度」として「慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つ」とした。

東電と国を断罪した
仙台高裁生業訴訟・上田判決

「たとえば，この対策見送りの決定の後，（高尾は）「『確かに，ＷＧの阿部先生や今村先生等，津波評価部会の首藤先生，佐竹先生等に対する説明内容は思い浮かびますが，**世間（自治体，マスコミ……）がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。**』と記載し，東電の内部メールにおいて，（酒井は）「推本は，十分な証拠示さず，『起こることが否定できない』との理由ですから，モデルをしっかり研究していく，でよいと思いますが，**８６９年の再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い，これについて，『さらに電共研で時間を稼ぐ，は厳しくないか？』**と記載していたことなどが認められる。

原子力発電所の安全性を維持すべく，　安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れない

2008年7月の対策先送りを東電土木グループの酒井氏が同業他社に知らせたメールにある「『**いくらなんでも，現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか**』という表現に端的に現れているように，東電が，『長期評価』の見解や貞観津波に係る知見等の，防災対策における不作為が原子炉の重大事故を引き起こす危険性があることを示唆する新たな知見に接した場合に，**その知見を直ちに防災対策に生かそうと動くことがないばかりか，　その知見に科学的・合理的根拠がどの程度存するのかを可及的速やかに確認しようとすることすらせず，　単にその知見がそれまでに前提としていた知見と大きな格差があることに戸惑い，　新たな知見に対応した防災対策を講ずるために求められる負担の大きさを恐れるばかりで，　そうした新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立っているといわざるを得ない。**」

「このような東電の姿勢は，　**原子力発電所の安全性を維持すべく，　安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れない**というべきである。」と，厳しく断罪している（**東電株代　甲702の２・152頁**）。

第２　刑事控訴審の仕組み

民事と刑事で異なる控訴審の役割

・民事裁判でも，刑事裁判でも三審制がとられています。しかし，控訴審の位置づけは，民事と刑事で大きく異なります。

・控訴とは，第一審の判決に不服がある訴訟の当事者が，上級裁判所に対し判決に誤りがあることを主張してその取消しや変更を求める手続をいいます。
・民事事件では，続審と言われる構造で，控訴審になってからも，原告も被告も原則として自由に証拠を提出することができます。言い換えると，一審と二審の裁判は，そのまま続いているといえます。もちろん，時機に後れた証拠の提出は認められないですし，新しい事実関係を主張して請求を付け加えるには相手方の同意が必要ですが，原則は自由なのです。

・これに対して，日本の刑事控訴審は，第一審の裁判とは全く異なった手続となっています。日本の刑事控訴審は原則として事後審化されているといわれており，控訴できる理由などについても限定されています。

主な控訴理由

〇法令違反があり，その法令違反が第一審の判決に影響を及ぼすことが明らかである場合，(相対的控訴理由　刑事訴訟法　379条)。 採用すべき検証申請を却下したこと　争点を取り違えていること，

〇法令適用の誤り(刑訴法380条)　第一審の判決に実体法の解釈・適用の誤りがあり，その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである場合

〇事実誤認(刑訴法382条)　長期評価　社会通念

　第一審の判決に事実の誤認があって，その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかである場合には，控訴理由となります。事実誤認とは，第一審判決が認定した事実が，訴訟記録中の証拠を考慮して認定されるべきであった事実と合致しないことをいいます。「事実」とは，犯罪が成立するために必要な事実のことです。また，「誤認」があったかについては，第一審の事実認定が論理則・経験則に照らして不合理であるかによって判断されます。証拠と認定された事実が論理的に整合しているか，経験則上不自然な点がないかを判断します。

第3　起訴状の概要

▶本件の一審の永渕判決は，結果の回避措置について，停止以外の水密化や防潮壁などの措置が可能だったかどうかについて判断を示していない。

▶起訴状(公訴事実)では，福島第一原発事故，検察審査会から「起訴議決」を受けた東京電力の勝俣恒久元会長，武藤栄，武黒一郎の両元副社長に対して，被告人らは原発の敷地の高さである１０mを超える津波が襲来し，建屋が浸水して電源喪失が起き，爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに，**防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠った**とするものであった。

▶起訴状における回避措置義務の内容としては，停止だけでなく防護措置も主張されていたにもかかわらず，永渕判決はこの点について判断していない。このことは，覚えておいていただきたい。

被告人らには結果の予見可能性があったし，津波対策実施を決断さえすれば，事故を防ぐことができた

・推本の長期評価(と貞観津波の再来)については十分な信頼性があり，結果の予見可能性があった。

・被告人らが津波対策を決断さえすれば，日本原電の東海第二原発のように，東京電力の優秀な技術者たちは，短期間のうちに簡単なものから，順次津波対策工事が速やかに実施されることとなり，事故の結果が回避できたことは明らかである。

・以下，このことを詳細に論証していく。

第４　検察官役指定弁護士の主張する控訴趣意

１「長期評価」の信頼性・具体性を否定した点です。これが，原判決の最大のかつ基本的な誤り。
２　原子炉の安全性についての「社会通念」を誤って捉えているという点です。原判決の論理は，つまるところ，原子炉の安全は，「法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針，審査基準等」によって保たれており，これに従っていれば，過失責任は生じないというものだが，この発想，は全く誤っている。
３　指定弁護士の結果回避義務の具体的内容についての主張を正確に理解せず，結果回避義務の内容を「福島第一原子力発電所の運転停止措置」のみに限定したうえ，これに相応する予見可能性についてしか判断していないという点である。本件で判断されるべきは，決して，「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」ではなくあくまで「10m盤を超える津波の襲来」という結果を回避するための具体的措置を講じる義務を課すに相応しい予見可能性を検討するべきである。
４　指定弁護士の重要な立証活動のひとつである福島第一原子力発電所の現場検証の申請を却下し，これを検証することなく，判決に及んだ点も重要である。

予見可能性の判断における結果回避義務の内容をすり替えたこと

原判決は，「長期評価」には，福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来することについて，「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性，具体性がないと判断し，「長期評価」に「防潮堤建設等の措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性」を根拠づける信頼性具体性があるのかどうかについては，全く判断していません。しかし，このことこそが本件において真に判断されなければならない命題なのである。

原判決は，結果回避義務の内容を福島第一原子力発電所の運転停止措置のみに収れんさせた上，本件における予見可能性は，これに相応しい程度のものが求められるとしている。そして，「運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい」10m盤を超える津波が襲来することを予見することはできなかったとの結論を導き出している。

可能性が判明した時点で直ちに，防潮堤の建設や原子炉の水密化などの回避措置を講じるための対策に着手するべきであった

▶指定弁護士は，原審以来，本件のような事故を万が一にも起こさないために，自然災害である津波に備えなくてはならないこと，そのためには福島第一原子力発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性が否定できない以上，それがいつ襲来するか分からないのであるから，この可能性が判明した時点で直ちに，防潮堤の建設や原子炉の水密化などの回避措置を講じるための対策に着手するべきであった，回避措置を講じるまでは，いつ来るかわからない自然災害に備えて，一時的に原子力発電所の運転を停止しておくべきであったという，極めて当然のことを主張している。指定弁護士は，当審においても，この主張を変更する意思は全くない。

▶被告人らが，防潮堤建設等の措置を講じることに着手していれば，本件事故までにこれを完了することができたかどうかという点は，本質的な問題ではない。言うまでもなく，福島第一原子力発電所に， 10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置は，運転停止にとどまりません。否むしろ，運転停止は最終的な手段なのだ。

▶10m盤を超える津波が襲来することを防ぐための措置として，防潮堤の建設，防潮壁の設置，電源設備等の水密化や高台設置などの具体的措置があったことは，改めて指摘するまでもない。被告人らは，津波の襲来に備えて，これらの措置を講じようとしていたのであればともかく，これらの措置を何ひとつ講じようともしていなかったのである。

第５　国の推本による長期評価には，津波対策を基礎づける十分な信頼性があった

2002年には，当時役員であった被告人らには福島第一原発に１０ｍを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

▶政府の地震調査研究推進本部から，三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード８クラスの地震が起き得るとの見解（長期評価）が公表された。

▶民事の損害賠償訴訟の多くでは長期評価は津波対策を動機づける信頼性を持つものであることが認められている。

▶断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば，2002年の時点で，福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。

2002年7月推本長期評価の公表

・2002年に地震調査研究推進本部の長期評価が公表され，東北地方から房総沖にかけての日本海溝沿いでＭ８クラスの津波地震が400年間に３回という，かなり高い確率で発生することが明らかにされていた。

・この長期評価は公表時に大きく報道されており，この地域で，原発事業を営む電力企業のトップである被告人らは，このような報道に接して，十分な対策が採られているかを部下にただし，必要な対応を指示することは当然のステップのはずであった。

2002.8.1朝日新聞

過去４００年に３回のプレート間津波地震が起きている。

１６１１年　慶長三陸沖津波地震

１６７７年　延宝房総沖津波地震

１８９６年　明治三陸沖津波地震

このような想定について，委員から，明確な反対意見は口頭でもメールでもなかった。

主な地震と震源域
長期評価より

福島県沖でも，陸寄りの領域では，大きな地震が起きていた。

福島の沖合の海溝よりだけ，地震活動が起きないという，科学的な根拠は何もなかった。

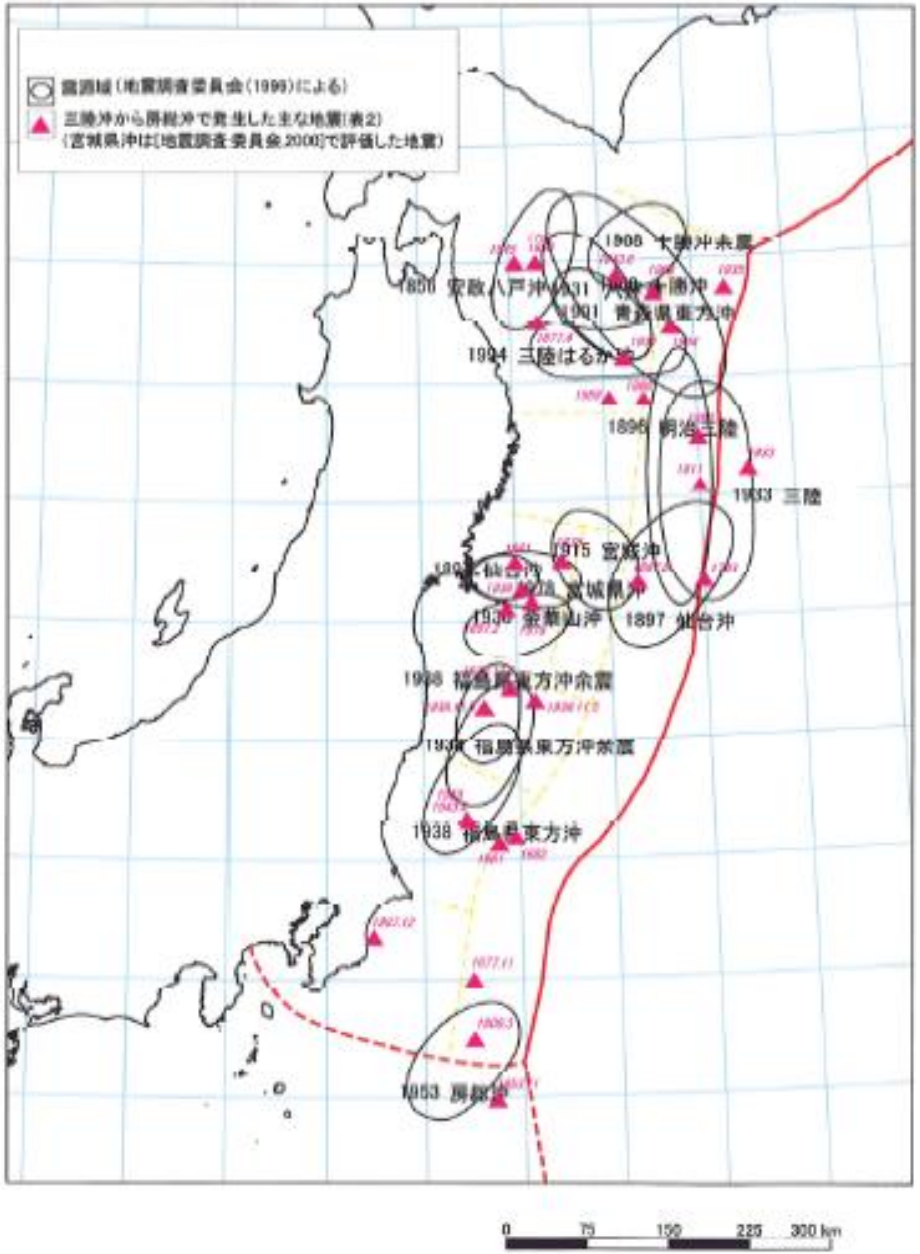

図5　三陸沖から房総沖にかけての主な地震と主な震源域（地震調査委員会，1999）

推本長期評価分科会委員・気象庁元地震火山部長濱田信生氏の東電株代・証人尋問

2001年12月7日の同分科会第8回から02年6月18日第13回までの議論で，長期評価が全員一致でまとめられた

政府の地震調査研究推進本部（地震本部）の長期評価（2002）[1]で，「三陸沖から房総沖の日本海溝沿いのどこでもＭ８.2程度の津波地震が起こりうる」と予測した内容について，濱田氏は，地震学会のトップクラスの研究者十数人が議論を重ねて，「**異議を申し立てた人はいなかった**」。

インドネシア・スマトラ島沖で2004年に大地震が発生したことが地震学に与えた影響だ。想定外の津波で20万人以上が亡くなったこの地震以降，過去の記録にもとづいただけの地震対策では足りないと考えられるようになってきていた。

「当時の地震学界を代表するようなメンバーを集めて，議論をして，激しい意見対立がなく，こういう形でまとまった。いろいろわからないことはいっぱいあるわけだけれども，科学的に純粋に，外部の雑音も無視して，検討するとこういう結果になりますよと示したものだ。**当然尊重されてしかるべきだ**と思う」

島崎邦彦部会長
「付加体と関連付けるのは一仮説にすぎない」

谷岡佐竹論文のように，付加体が津波地震の発生に影響していると考える仮説はあった。

しかし，島崎邦彦氏は，「当時は，いろんな仮説が出ていて，例えば付加体があるところで津波地震が起こるんだという主張があると同時に，でも付加体がないところでニカラグアの津波地震が起きたじゃないかとか，いろんな仮説が提唱され，それらについての議論がされている状況」

「そういう状況で，どれかの仮説を選んで，それに乗るといいましょうか，それで判断するというのは非常に危険な状態ですので，そういうことではなくて，明らかな事実，それからみんなが認めるプレートを適当に移すみたいな基本的な考え方に基づいて判断をしました」

金森博雄カリフォルニア工科大学名誉教授
(元東京大学教授，カリフォルニア工科大学教授，米国地震学会会長)

世界的な地震学者である金森博雄氏は「福島あたりはカップリングが固着している。にもかかわらず1400年間大きな地震がない。」

「スマトラ地震に匹敵するような地震が起こる可能性はあるし，ゆっくりとここで貯まっている歪みが解放される可能性もある。」

福島県沖の海溝寄りで津波地震が発生する可能性はあると明確に述べている。

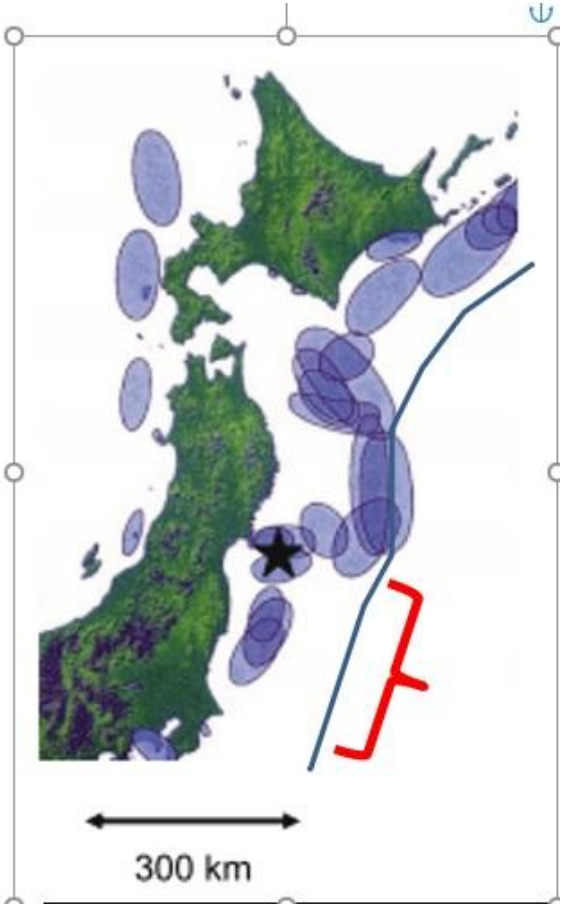

H. Kanamori et al.(2006)Fig.1. に加筆。
金森氏が講演時に「こっからここまで」と述べたのは赤い括弧で示した部分。

2004年スマトラ島沖地震と大津波の発生 市民から警告の声

・2004年12月スマトラ島沖地震(M9)が発生。

・被害者参加代理人のうちの海渡，河合らは，当時浜岡原発訴訟を担当していたが，我々は，このような専門家の意見を根拠にＭ９クラスの東海地震を想定するべきであり，同時故障の危険性があることとること，地上一階に設置されている非常用ディーゼル発電機は津波によって浸水し，全停電の恐れがあることを指摘していた(東電株代　甲43 海渡雄一『原発訴訟』岩波新書 72－73頁)。

・福島でも市民団体から津波対策を求める声が上がっていた。

浜岡４号機の非常用ディーゼル発電機/地震・津波時の同時故障の恐れが指摘されていた

耐震バックチェックに対する対応　1

・2006年に制定された新耐震設計審査指針に対応したバックチェック作業が開始され，極めてまれな津波に対しても，安全措置を講ずるべきことが求められた。国会事故調によると，電事連は，2006年２月２３日，保安院長に対し，既設プラントのバックチェックの要望を伝えるため，意見交換を実施したが，その際，保安院側から，「バックチェック期間３年は長い。保安院として対外的にこれが適切と説明することは難しい」と伝えられている（471頁）。

・耐震バックチェックはその間の原子炉の稼動継続が認められてはいたものの，それは無期限ではなく，できる限り速やかに完了させ，３年を超過した場合は稼動を停止することが前提となっていた。

耐震バックチェックに対する対応　2

・耐震バックチェック作業の開始の時点である2006年9月13日に，保安院の青山伸，佐藤均，阿部清治の３人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では，津波問題の緊急度及び重要度について「**我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと『不作為』を問われる可能性がある。**」と報告されている（第54回安全情報検討会資料・東電株代　甲79の131－132頁）。

・しかし，東京電力は2008年３月に中間報告は提出したものの，東電は津波に関する報告を先延ばしとした。2009年までには提出するとされていた最終報告の提出は，遅れに遅れていた。2009年６/７月の保安院の耐震バックチェック中間報告に関する審査会合において，産総研の岡村行信氏が，産総研などが進めていた津波堆積物調査の結果に基づいて，貞観津波の再来(規模的には推本津波とほぼ同等)に備える必要があるのではないかと二度にわたって発言した。

第５の２
事故後に徐々に明らかになってきた，津波対策に関する事実

事故の発生直後に
清水社長は不可抗力を主張

・東電の保安院に対する報告文書「平成23年３月７日付け東京電力作成福島第一・第二原子力発電所の津波評価について」（東電株代　甲15）が提出されたのは，事故発生のわずか４日前であった。

・2011年3月13日に清水社長（当時）は記者会見を実施し，2008年3月に推本長期評価に基づいて，津波高さの計算をし，15.7mの数値を得ていたこと，この計算結果は，たびたび保安院から提出を求められ，３月７日にようやく保安院に報告した事実を隠した。そして，M9の地震は想定外であり，不可抗力であると主張した。原子力損害賠償法にもとづく免責の主張につながりうる言明であった。

・しかし，保安院は，この東電の津波計算結果を隠し，清水社長会見に対して全く反論しなかった。事故後も，保安院＝規制は電力の虜のままであった。

大津波　東電甘い想定
福島の危険性
90年代から指摘

2011年３月25日付朝日新聞記事「大津波　東電甘い想定 「福島」の危険性　９０年代から指摘」は，この清水社長の会見が事実無根であることを示すために，添田孝史デスクの指示のもとに朝日新聞の科学部がまとめた記事であった。この記事は，この事故の原因について，事故直後に判明していた事実が要領よくまとめられている。

朝日新聞　2011年(平成23年)3月25日　金曜日　13版　26

大津波　東電甘い想定

「福島」の危険性　90年代から指摘

過去に襲来の痕跡

研究成果生かせず

産業界から圧力　耐震見直し遅れ

2004年の福島第一原発（福島県大熊町）

津波後、1号機が爆発する前の福島第一原発＝3月12日、いずれもDigital Globe

福島第一原発の耐震指針

1964年	東京電力が地殺計画発表
1966年	7月、原子炉設置許可申請。12月、同許可
1967年	1号機着工
1969年	2号機着工
1970年	3号機着工
1971年	1号機、営業運転開始。5号機着工
1972年	4号機着工
1973年	6号機着工
1976年	国が原発の耐震指針決める
1995年	阪神大震災
2006年	新耐震指針全面改訂。既存原発の安全性再検討始まる
2007年	新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発が想定の3倍を超える揺れ、火災に
2010年	6号機、プルサーマル運転開始

耐震指針

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」。原発の建（築）基準法にあたるもので、地震に対する安全性を検討する基準となる。国が1978年につくり、2006年に初めて全面的に見直した。

一律に強度を定めるのでなく、各原発ごとに、最も影響が大きそうな地震を想定。それによる揺れや、津波に耐えるように設計する。

旧指針では、津波について明記されていなかった。新指針では、極めてまれだが発生する可能性がある津波への備えとして「重大な影響を受ける恐れがないこと」とした。

図 3-1　貞観地震による大津波があったことを伝える
3 月 25 日付朝日新聞

東電が東電設計にバックチェックの基準津波の計算を依頼した結果が明らかになったのは2011年８月

・推本津波についての計算結果が社会的に明らかになったのは，2011年８月24日の読売新聞朝刊の報道であった。東京電力が政府事故調に対して行っていた説明が読売新聞のスクープとして報道された。

・読売新聞のスクープ（東電株代　甲962の1）がなされた24日，まず午前11時からの東電の記者会見で，東電は回答を差し控えるとした。次いで午後４時からの原子力安全・保安院の記者会見で森山善範原子力災害対策監が，東電から2009年９月に津波が６mと超える可能性があると口頭で説明を受けたこと，地震直前の３月７日に津波が１０mを超える試算結果があるという説明を受けたことを明らかにし，その後午後６時から再び始まった東電の記者会見は，４時間以上に及んだ（同　甲13「平成23年8月25日付け東京電力記者会見資料」）。

・重要なことは，この読売新聞のスクープがなされるまで，東京電力も，報告を受けていた保安院もこの決定的に重要な事実を社会的に公表しなかったことである(同　甲962の２～５，甲963の１)。

2011年8月24日読売新聞朝刊の大スクープ

甲第962号証の1

東電「津波10メートル」試算

福島原発 08年、具体的対策せず

事故調に説明

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、08年度から3年計画で、原子力発電所の耐震バックチェックを進めていたが、これとは別に、今回の事故を受けて、地震と津波による複合要因の影響についても検討していた。

東電は、08年度から3年計画で、原子力発電所の耐震バックチェックを進めていたが、これとは別に、今回の事故を受けて、地震と津波による複合要因の影響についても検討していた。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

甲第962号証の2

東電「遡上高15メートル」も予測

福島第一 「想定外津波」主張崩れる

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

東電は、土木学会が02年に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（99年の北海道南西沖地震などを踏まえ、津波の専門家や電力会社の技術者らでつくる土木学会の原子力土木委員会津波評価部会がまとめた津波に対する原発の安全性の評価手法）に基づき、福島第一原子力発電所（福島県大熊町、双葉町）の敷地の高さを超える津波が来ると、08年ごろに計算していたことが、関係者の話などで分かった。

東電は、この結果を受けて、敷地の海側に防潮堤を設置するなどの対策を検討したが、コストなどを理由に、実施しなかったとみられる。

2011年12月　政府事故調の中間報告が公表。この中間報告は二面性を持つものだった

・津波対策に関する一連の経過は，「政府事故調中間報告書」の396頁にまとめられている。中間報告によれば，15.7mは，耐震バックチェックの基準津波の計算のための公式の計算であったにもかかわらず，「試算」として説明されている。2008年６月10日，7月31日の被告人武藤の出席した津波対応に関わる東京電力内部の会議は，その出席者や説明内容の詳細は省略され，ごく簡単に触れられているだけである。そして，それ以上のディテイルについても，政府事故調は調査によって把握していたはずであるのに，それらの事実は報告書に記載されていない。

・しかし，この中間報告は，被告人ら東電幹部の対応について，次のように極めて厳しい判断を示していたことも忘れてはならない。「当委員会によるヒアリングに対し，武藤栄，小森明生及び吉田昌郎を始めとする幹部や耐震技術センターのグループマネージャーらは，皆一様に，「設計基準を超える自然災害が発生することや，それを前提とした対処を考えたことはなかった。」旨述べたが，設計基準を超える自然災害が発生することを想定しなかった理由について明確な説明をした者はおらず，「想定すべき外部事象は無数にあるので，外部事象を想定し始めるときりがない。」旨供述した幹部もいた。

政府事故調は，東電の想定不足を厳しく批判している

・吉田所長は，「平成19年７月の新潟県中越沖地震の際，柏崎刈羽原発において事態を収束させることができたことから，ある意味では設計が正しかったという評価になってしまい，設計基準を超える自然災害の発生を想定することはなかった。」旨述べており，かかる供述は，東京電力において，設計基準を超える自然災害が発生することを想定した者がいなかったことの一つの証左といえる。」（政府事故調　439頁）としている。

・このやりとりは，株代訴訟において，裁判所が被告人らに繰り返し問いただした，土木学会に対策を先送りした時点で福島第一原発の安全性が確保できていたのかという根本的な疑問点について政府事故調の判断を示したものである。

本件の告訴状は政府事故調の認定を基礎としている

・政府事故調は，多くの事実を正確に記載しなかったが，すくなくとも，東京電力幹部が事前に設計基準を超える自然災害が発生することを想定して対策を講じなかった判断が合理的な根拠を欠き，同原子炉が安全性の確保されない状態となっていたことを指摘していると言える。

・2011年6月26日に，「脱原発・東電株主運動」の有志市民らが河合弘之弁護士に，東電役員らに対する株主代表訴訟の提訴の検討を依頼した。

・被害者参加代理人河合弘之は2011年12月に政府事故調報告書が公表した事実関係を読み，この事実関係にもとづいて，被告人ら役員の民事・刑事責任を問うことが可能であると考えた。そして，政府事故調中間報告の認定している事実関係などをもとに株代訴訟の訴状と刑事告訴状を組み立てたのである。

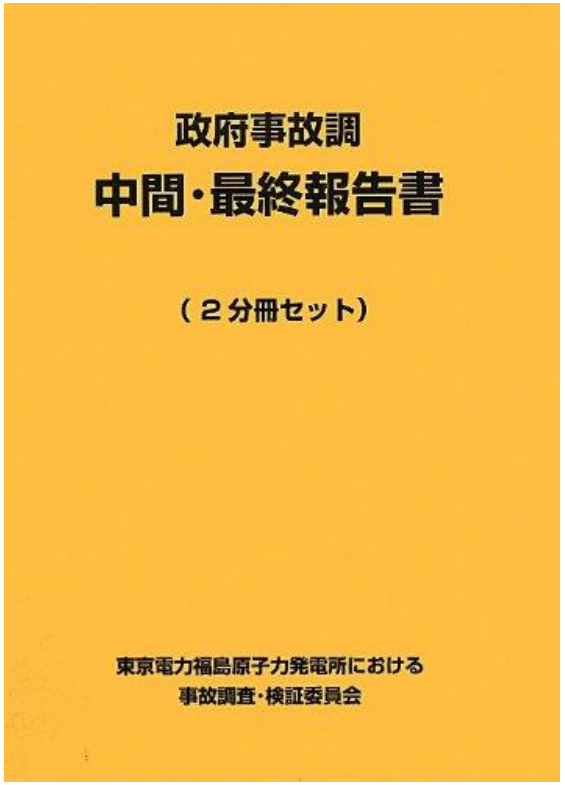

国会事故調は東電幹部と国を断罪

・国会事故調報告書は2012年６月２８日に公表された。この報告書においては，「認識していながら対策を怠った津波リスク」のタイトルのもとに，津波対策の不備について厳しい指摘がなされている。

・①保安院の津波対策検討過程が非公開で外部から実態がわからなかったこと，②土木学会手法は電力業界が深く関与して作成された不透明な手続きで策定されたにもかかわらず，津波対策の標準手法として用いてきたこと，③確率論の適用が恣意的になされてきたこと，④保安院は東電の対策の遅れを認識していたが，具体的な指示をしなかったこと，⑤津波対策が看過された直接的な原因は東電のリスクマネジメント不全にあることなどをクローズアップした(国会事故調本編27－28頁，82－95頁)。

国会事故調は推本の長期評価に示された津波想定について，土木学会に検討を依頼してこれに対する津波対策を先送りした点について，指摘 (国会事故調　参考資料編47頁)。

・第一は「津波評価に不可欠な波源モデルまでは示されていないとしている点である。科学的に厳密な予測ができるまで対策を取らないという立場では，対応は遅れるばかりである。波源モデルが不確定な場合でも，保守的に安全側に設定して対策を講じればよい。現に東電自身も2008年にはそのような方法で長期評価の津波高さを推定している。

・第二は，「大きなエネルギーが蓄積しないとも考えられていた」としている点である。地震本部は，そのような論文も考慮した上で長期評価をまとめている。2006年に発表された三陸沖から房総沖の津波対策の報告書で，中央防災会議は地震本部の予測を用いていない。東電はこの事実から自社の判断も正当化しようとしている。中央防災会議は，地震本部の長期評価について「過去(文献の残る数百年以内)に発生したことがない」ことを理由に，防災の対象とする津波として想定しなかった。

・しかし高度なリスク対策が求められる原発における津波想定と，一般市民レベルの津波想定を定める中央防災会議の決定とでは，要求される水準がそもそも異なる。中央防災会議の当時の担当者は当委員会のヒアリングに対し「地震本部の予測の扱いは悩ましかった。しかし，これまで起きた根拠がはっきりしていないものへの対策を求めるのは，多くの民開業者や行政を対象にする我々では困難だったj と述べた。なお中央防災会議は「たとえ地震の全体像が十分解明されていなくても，今後は対象地震として，十分活用することを検討していく必要がある」と反省している(中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（2011年９月28日)５頁)。」

9.30生業訴訟仙台高等裁判所判決
「重要なのは，福島県沖にも津波地震が起きると考えるべきかどうか」

長期評価の見解における知見が「規制権限の行使を義務付ける程度」に至っているかどうかという観点から重要なのは， 福島県沖にも津波地震が起きると考えるべきかどうかであって， その地震が起こるメカニズムの詳細ではない。

平成16年度及び平成20年度に土木学会津波評価部会において実施されたアンケートの結果に照らしても， 地震学者の間では， 福島県沖海溝領域では津波地震は起きないという見解より同領域を含むどこでも起きるとする見解の方が有力だったと認められる。

過去の地震の詳細が不明であることを理由に，「福島県沖にも津波地震が起きる」と考える「長期評価」の見解を防災対策において考慮しないとすることが正当化されるものではない。

長期評価に信頼性を認めた東京高裁・千葉訴訟判決

2021年２月19日に千葉避難者訴訟について東京高裁(第22民事部　白井幸夫裁判長)が，東電と国の責任を認める判決を言い渡した。

「長期評価は，その取りまとめの主たる目的が，国民の防災意識の向上や，広く関係機関により地震防災対策に活用されることにあり，津波評価技術のように，原子炉施設の設置時に想定すべき地震や津波の評価等といった特定の施設や地域について地震や津波を評価する目的を持ったものではなく，想定津波の評価手法を示したものでもない。もっとも，原子炉施設も地震防災対策を要する施設であることはいうまでもなく，長期評価は，そのような施設の一つとしての原子炉施設の地震防災対策に活用されることも目的に含まれていたということができる。」(判決127頁)

異論をすり合わせてコンセンサスに至った過程は長期評価の信頼性を高めるものである。

上記(イ)のとおり，とりまとめに向けた議論の過程で，三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りという領域で過去に3回の津波地震が発生したと整理することについては，いくつかの異論が示されたのであるが，長期評価の策定から現在に至るまで，地震や津波の発生メカニズムの解明は未だ十分でなく，その進展の途上にあるのであって，そのような状況の下では，異論が示されることは不可避で，あり，また自然なことというべきであって，そのような異論がある中で，過去の知見が整理され取りまとめられたという点においては，その科学的信頼性が高められているともいうことができる。」(判決129-130頁)

2014年5月朝日新聞吉田調書報道と その後の政府事故調聴取結果書の一部開示

・2014年５月朝日新聞による吉田調書報道が始まった。不起訴決定に対する第２次検察審査会の審査が継続していた同年9月，政府は政府事故調が作成した吉田調書を公表。2014年から15年にかけて，政府事故調の調書771通のうち，200通以上が，聴取者本人が同意したとして次第に公表されるという異例の経過をたどったが，東電関係の聴取者はごくわずかな例外を除いて，調書の公開に同意しなかった。東京電力という組織が，社会に対する説明責任を果たすという公益企業にとって当然の経営理念を今も欠いている。

・保安院の審査担当官の小林勝は，プルサーマルを進めるために津波対策が邪魔になっている，津波のことにかかわると，「クビになるよ」とまで，同僚の原広報課長から脅されていたことを調書で述べている(東電株代･甲180,181)。

・また，森山審議官の調書には，2010年3月20日頃，森山審議官は名倉審査官ら部下に対し，福島原発の津波対策の現状について説明を求め，（同･甲178･５頁），3月23日までに，小林室長は，名倉審査官から話を聞き，森山審議官に対し，「津波堆積物の調査結果を踏まえ，近々シミュレーション解析結果が出ると思うが，貞観の地震による津波は簡単な計算でも，敷地高は超える結果になっている。防潮堤を作るなどの対策が必要になると思う。シミュレーション解析結果が出たら相談させていただく」と報告している（同･甲181 平成23年9月2日付け政府事故調聴取結果書　７頁）。

保安院森山審議官メール「東電は，役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」

・2010年3月24日ころ，保安院の森山審議官は，本件原発３号機の耐震バックチェックについて，以下の内容を保安院の寺坂院長，次長，及び黒木審議官に伝えた。

・「**貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である**」「**評価をやれと言われても，何が起こるかわかりませんよ**」「貞観の地震についての検討が進んでいる中で，はたして津波に対して評価せずにすむのかは疑問。津波の問題に議論が発展すると，厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く，また，**結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。**」「**東電は，役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。**」（東電株代　甲364　森山審議官の政府事故調聴取結果書）

・森山審議官は，この「東電は，役員クラスも貞観の地震による津波は認識している」の意味について，「**東京電力の武藤常務が同席している場で貞観地震についての話題が出たか，又は，吉田原子力設備管理部長か誰かから『貞観地震については上にも上げてあります』などという説明があったために，寺坂院長らにもこのように説明したものだと思います**」（同５～６頁）等と供述しており，いずれにせよ，保安院と接触していた役員である被告人武藤らが貞観津波のことについて十分に認識していたこと示されている。

エポックだった２回の検察審査会での審理

・ 検察審査会の１回目の議決は2014年７月であった。この議決は政府事故調の認定した事実をもとに，原発には高い安全性が求められ，１万年に１回あるような自然災害にも原発は備えなければいけないというオーソドックスな内容であった。2015年１月には再度検察は事件を不起訴とした。

・２回目の検察審査会の議決は2015年７月に明らかにされた。この審査の過程で，検察審査会の市民委員が，検察官が集めた証拠を検察庁から借りだし，全部目を通したのだと思われる。その結果，強制起訴議決には，それまで私たちが知ることのできなかった驚くべき事実が認定されていた。

・すなわち，2008年２月の段階で推本の長期評価に基づいて津波対策やることは決まっていた。それを原子力本部のナンバーツーの山下和彦氏が，御前会議で提案して社長以下の役員がみんな了承していた。その後４m盤での津波対策については工事計画案(エンジニアリング・スケジュール)までできていた。同年の３月３１日には耐震バックチェックの中間報告の提出を福島県にも説明に行っているが，マスメディアや県関係者に聞かれたときに詳しく答えるためのＱ＆Ａの中に，推本の長期評価にもとづいて津波対策を実施するという方針が記載されていたのである。

・なお，東電株代の丙号証として提出されている関係書証は，東電が自発的に証拠提出したものではなく，この議決にもとづいて原告側が証拠提出を求め，裁判所の勧告に応じてようやく提出されたのである。

6月10日武藤常務面談は２月に決まった方針を踏まえ，１０m盤上の対策内容を決めるためのものだった

2008年6月10日，高尾氏は吉田昌郎，山下和彦，直属の上司酒井俊朗，部下の金戸俊道及び機器耐震技術グループ，建築グループ，土木技術グループの担当者が出席し，被告人武藤に，地震本部の長期評価を取り上げるべきとする理由及び対策工事に関するこれまでの検討内容等を，資料を準備して報告した。証言では，武藤に示された書面をもとにくわしい証言がなされた。

酒井俊朗，高尾誠が行った，地震本部の長期評価を採用して，津波対策を講じる方向での説明に対し，被告人武藤は結論を示さず，

①津波ハザードの検討内容について詳細に説明すること，

②4m盤への遡上高さを低減するための概略検討を行うこと，

③沖合に防波堤を設置するために必要となる許認可を調べること，

④平行して機器の対策についても検討すること，

を指示した。

高尾氏は，これらの検討事項は①を除けば対策実施を前提としたものであり対策を実施する方向で上層部も動いていると考えていたと証言した。

６．１０武藤説明資料

○津波の波源

不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中

資料１０９
PA１８８　２～６Ｔ
「福島第一・第二原子力発電所津波評価の概要」

会議後回収

福島第一・第二原子力発電所津波評価の概要

1．これまでの経緯

平成１４年２月

○土木学会手法による津波評価の公表

評価結果
波源：三陸沖，宮城県沖，福島県沖，房総沖，テリ沖を検討対象
計算結果：（最高水位）福島第一 O.P.+5.4m～+5.7m，福島第二 O.P.+5.1m～+5.2m
（最低水位）福島第一 O.P.-3.6m～-3.5m，福島第二 O.P.-3.0m～-2.9m
安全性：水位下降時に、一部の非常用海水系ポンプについて吸い込み不可能となるため、手順書を変更。水位上昇時に対して非常用海水ポンプの軸受設置レベルをかさ上げ。

実際に発生した津波・波源をもとに、波源の不確定性を考慮し、津波水位を想定

平成１４年７月

○地震調査研究推進本部の報告（添付資料―１）
三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震），三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内地震（正断層型）の震源域について領域内でどこでも発生する可能性がある。

○土木学会（Phase Ⅱ）での評価（平成１５～１７年度）
福島沖の海溝沿いを波源とした津波が起きたとする事実が得られていないことから，津波ＰＳＡで取り扱うこととした。
【確定論で取り扱うべきとの意見はなし】

○ロジックツリーの分岐に関するアンケート結果
ロジックツリーの分岐の重み付けを検討する際に，専門家に海溝沿いの地震発生の可能性についてアンケートを実施

地震学者の平均（添付資料―２）

	正断層	逆断層
どこでも起きる	：0.65	0.6
福島沖は起きない	：0.35	0.4

※上記検討結果に基づく津波ハザード曲線を参考資料―３に示す。

実際に発生していない津波についても確率論で考慮

平成１８年９月

○耐震設計審査指針の改訂
基準地震動Ssの策定過程に伴う不確かさ（ばらつき）については、適切な手法を用いて考慮することとする。

○Ｓｓ策定における海溝沿いの震源に関する検討
不確かさの考慮として，福島沖の海溝沿いの地震を想定し，Ｓｓ策定に影響がないことを確認。

※東通中間報では推本の知見（三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生）を参照し，三陸沖に地震を想定。

○津波の波源
不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中

不確かさの考慮として実際に発生していない津波についても確定論として考慮

○東北大今村教授（H20/2/26）
福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮するべきであるとの見解。
○東大地震研佐竹教授（H20/6/9）
設計事象で扱うかどうかは難しい問題との見解。

（関係他社の状況）
○日本原電　東海：原子炉設置位置が浸水する。防潮壁の設置，建屋扉の水密性等の対策を検討中。ポンプ室（非常用系一体）についても現在の個壁レベルを超えるため，側壁のかさ上げ，水没ポンプの採用，移設等について検討中
○ＪＡＥＡ　東海：再処理敷地が浸水する。敷地全域への浸水防止は困難なため，重要施設への浸水を防ぐ対策を検討中
○東北電力　女川：宮城県沖を含む南北では確定的に考慮すべきと考えるが，宮城県沖を中心とした波源は確定的に考慮する必要はないと考え，学識経験者の意見を伺う予定。その結果を踏まえて，ハード・ソフトの対策を検討予定。

531

津波対策の立体図

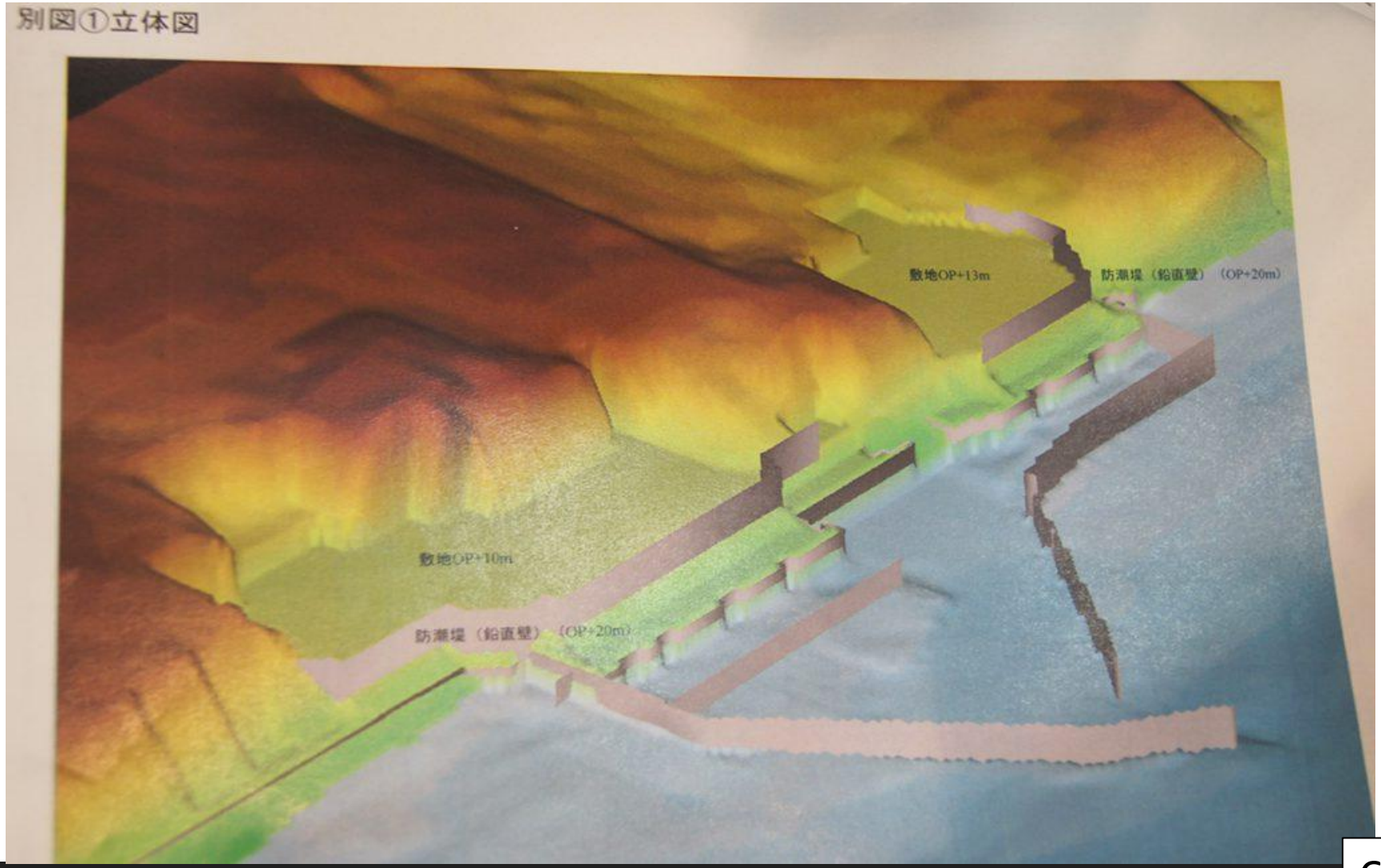

武藤被告人らの弁解には証拠がない

波源の信頼性に疑問があることが，対策が見送られた根拠だと被告人武藤は言い訳するが，配布された資料には推本の長期評価は耐震バックチェックにおいて無視することは困難とするものしかない。

宿題とされた点の多くも，対策が前提とされており，対策を実施しないという方向性は，この方向性を無視し，捻じ曲げたものである。

厳秘　会議後回収

新潟県中越沖地震発生に伴う影響額の見通しについて

平成20年7月21日
原子力設備管理部

社内関係者限り
この資料には当社の契約秘密が含まれています。取扱は十分注意願います。

東京電力

1．報告事項

- 新潟県中越沖地震に伴う影響額について，概略想定分も含めて合計5,237億円と想定。
- この内，耐震安全性強化工事等（柏崎刈羽），水平展開（福島第一，福島第二）については，平成20年8月末を目処に計画総予算を設定する予定。

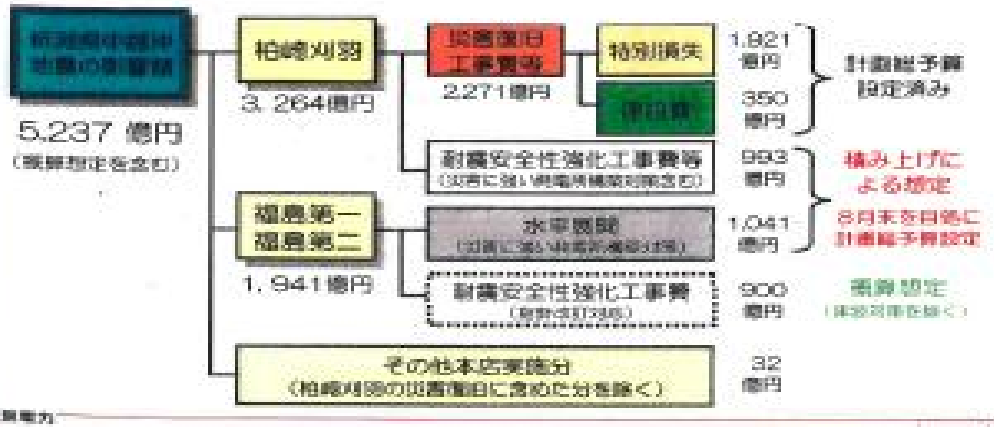

対策コストの見通しは（津波対策は除く）と注記されている御前会議資料

概算想定
(津波対策を除く)

東電株代甲298の3資料64

7月23日太平洋岸四社情報連絡会

7月23日には，東北地方の太平洋岸に原子炉を保有する四社情報連絡会が開催された。この時に日本原電が作成した議事録が残されている。ここで高尾氏は

「対策工を実施する意思決定までには至っていない。防潮壁，防潮堤やこれらの組合せた対策工の検討を10月までには終えたい。津波のハザードの検討結果から，従来の土木学会の手法では10のマイナス3乗のオーダーで，今回の推本の津波評価が10のマイナス5乗のオーダーである。地震のハザードが10のマイナス5乗のオーダーであることから，推本の津波も考癒すべきであるとの社内調整を進めている。」と述べている。高尾氏が，津波対策をとらないことが決定されるとは，つゆほども考えていなかったことがわかる。

福島の運命を決めた武藤取締役のちゃぶ台返し

2008年7月31日，酒井俊朗及び高尾誠らは，改めて被告人武藤に対し検討結果を報告。
酒井俊朗らは，それまでに作成した資料に基づいて

① 4m盤への遡上を低減させるための方策，
② 沖合の防波堤の設置に伴う許認可の内容と必要とされる期間，
③ 想定津波水位について房総沖地震の波源モデルを用いる可能性，
④ 日本原子力発電や東北電力等の関係各社の検討状況，
⑤ 津波ハザード曲線の算出方法，

などについて説明した。

被告人武藤は，この報告を聞いて，
①福島県沖海溝沿いでどのような波源を考慮すべきかについては，時間をかけて土木学会に検討してもらうこと，
②当面の耐震バックチェックについては，従来の土木学会の津波評価技術に基づいて行うこと，
③この方針について，専門家の了解をえること，
という方針を指示した。

７月３１日　武藤二次面談
高尾氏「研究を実施しようで力が抜けた」

７月31日には，土木グループと関連グループ，吉田氏や山下氏が出席したうえで，被告人武藤との話し合いがもたれた。時間は50分。高尾氏らは状況報告，関係他社の状況の説明，今後とるべきアクションなど，６月１０日に示され準備した宿題の内容を説明した。被告人武藤からは説明への反応はなく，おわり数分となったところで，被告人武藤は，「研究を実施する」あるいは「研究を実施しよう」と述べたという。

これを聞いて，高尾氏は残りの数分間どのような話をされたか覚えていないという。「前のめりに対策を煮詰めようとしていたのに，**対策を実施しないという結論は予想していなかったので力が抜けた**」と証言した。

課員の金戸俊朗も対策を決めてもらえると思っていたと証言している。

この打ち合わせを受けて，酒井氏が関係他社に経過をメールしているが，東電の社としての方針の変更・転換があったと明確に述べている。

世間がなるほどという説明は
すぐには思いつきません

高尾氏は，2007年に発覚した中越沖の断層隠しを踏まえ，「広く一般の目線で判断をし，かつ判断をしたことについては，できるだけ早く公表していくということが必要」と考えていたと証言している。

8月11日の高尾氏の酒井氏宛のメール(東電株代　甲506 72,73頁「推本対応原電回答」のメール　)
「ＷＧの阿部先生や今村先生等，津波評価部会の首藤先生，佐竹先生等に対する説明内容は思い浮かびますが，**世間(自治体，マスコミ･･･)がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。**」

東電と国を断罪した
仙台高裁生業訴訟･上田判決

2020年9月生業訴訟の仙台高裁の上田判決はこの刑事裁判によって明らかにされた証拠をもとに判決されたものである。

この判決は国の国家賠償責任を認めた判決であるが，東電の対応についても，厳しい意見を述べている。

「たとえば，この対策見送りの決定の後，（高尾は）「『確かに，ＷＧの阿部先生や今村先生等，津波評価部会の首藤先生，佐竹先生等に対する説明内容は思い浮かびますが，**世間（自治体，マスコミ……）がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。**』と記載し，東電の内部メールにおいて，（酒井は）「推本は，十分な証拠示さず，『起こることが否定できない』との理由ですから，モデルをしっかり研究していく，でよいと思いますが，**869年の再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い，これについて，『さらに電共研で時間を稼ぐ，は厳しくないか？』**と記載していたことなどが認められる。

原子力発電所の安全性を維持すべく，　安全寄りに管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れない

2008年7月の対策先送りを東電土木グループの酒井氏が同業他社に知らせたメールにある「『**いくらなんでも，現実問題での推本即採用は時期尚早ではないか**』という表現に端的に現れているように，東電が，『長期評価』の見解や貞観津波に係る知見等の，防災対策における不作為が原子炉の重大事故を引き起こす危険性があることを示唆する新たな知見に接した場合に，**その知見を直ちに防災対策に生かそうと動くことがないばかりか，　その知見に科学的・合理的根拠がどの程度存するのかを可及的速やかに確認しようとすることすらせず，　単にその知見がそれまでに前提としていた知見と大きな格差があることに戸惑い，　新たな知見に対応した防災対策を講ずるために求められる負担の大きさを恐れるばかりで，　そうした新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立っているといわざるを得ない。**」

「このような東電の姿勢は，　**原子力発電所の安全性を維持すべく，　安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としてはあるまじきものであったとの批判を免れない**というべきである。」などとして，厳しく断罪している。

見送りの直後2008年9月10日「耐震バックチェック説明会（福島第一）議事メモ」に津波対策は不可避とされていた

１枚目議事概要の中に，「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収，議事メモには記載しない）」とある。

文字通り，津波問題こそ，最大の機微問題であったこととなる。

その「回収」された資料には何が書かれていたか。

甲299の3資料
100

耐震バックチェック説明会（福島第一）　議事メモ

○ 日時：平成20年9月10日 13:15～15:10
○ 場所：福島第一原子力発電所　第二応接室
○ 出席者
（福島第一）計１８名
小森所長、高橋ユニット所長、町田ユニット所長、北村副所長（広報）、
風見技術総括部長、原口広報部長、高儀一全部長、川野二全部長、山本技術部長、
稲垣高経年化ＰＪＧＭ、佐藤保全計画ＧＭ、柴崎土木ＧＭ、金谷建築ＧＭ、他
（本店　地震対策センター）
山下センター所長、機器耐震技術Ｇ 村野ＧＭ、土木耐震Ｇ 百瀬ＧＭ、
土木調査Ｇ 金戸、建築耐震Ｇ 小林（和）、新木、地震対策総括Ｇ 中山（記）

○ 議事概要（１Ｆ、２Ｆ共通）
耐震バックチェックについて、地震対策センターより、以下の項目について説明を実施。
- １Ｆ、２Ｆ耐震バックチェック中間報告の概要
- 「耐震バックチェックに反映すべき事項」（９月４日ＮＩＳＡ指示文書）の概要
  ※ 福島サイトは内陸地殻内地震による地震動が比較的小さいため、指示文書により短周期レベルを１．５倍としても評価結果にほとんど影響がないことを説明。
- バックチェックに係る今後の対応（計画見直し、対外アナウンス、想定工事範囲、ＰＬＭへの影響）
- 屋外重要土木構造物に対するバックチェック検討状況
- 津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）

丙90の
2

福島第一最大浸水深図

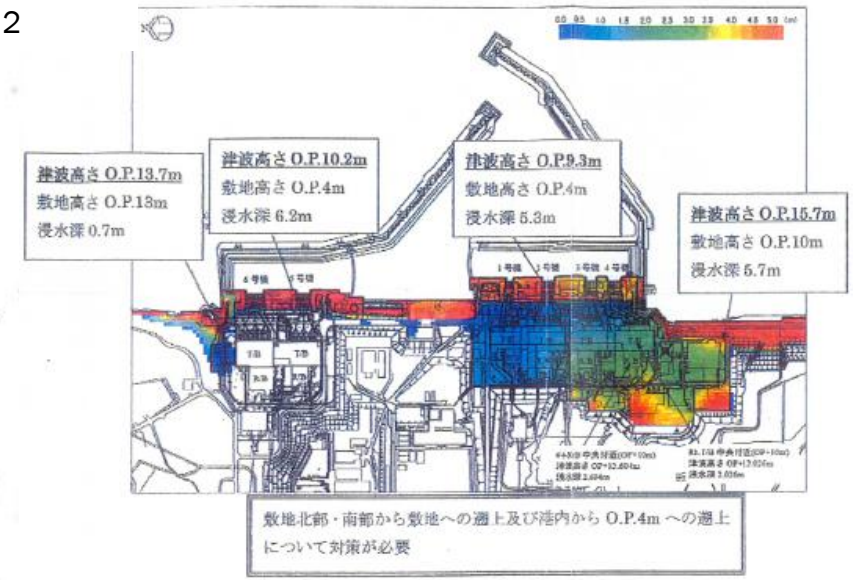

今後の予定
○ 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて，今後２～３年間かけて電共研で検討することとし，「原子力発電所の津波評価技術」を改訂予定。
○ 電共研の実施について各社了解後，速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
○ 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
○ ただし，地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると，現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され，津波対策は不可避。

津波については,真実を記載して資料回収

このバックチェック説明会の二日前に酒井氏が高尾氏と金戸氏に送ったメールには,「**津波については,真実を記載して資料回収**」「**最終的に平成14年バックチェックベース(改造不要)ということで乗り切れる可能性はなく,数年後には(どのような形かはともかく)推本津波をプラクティス化して対応をはかる必要がある。**」と書かれている（東電株代･甲506（刑事甲Ａ184）･108頁）。

これは異様なメールである。対外的には真実でないことを公表しており,福島原発の幹部たちには真実は知らせるが,証拠は残さず,この真実は隠すように現場にも厳命するという意味であろう。

福島の津波バックチェックは,東電社内における中越沖以降の地震対策,基準地震動見直しの問題以上の最高機密事項となっていたのである。また,酒井氏自らが,この方針で津波対策なしでバックチェックを乗り切れる可能性はないと言い切っていることは極めて重要である。

推本の見解を否定することは困難
津波対策は不可避
津波対策を取るべきだったことは明らかだった

改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。

ただし，地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると，現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され，津波対策は不可避。」

この文書は土木学会への検討依頼は不可避の対策を先送りするものでしかないことを自白している。会議後に回収する予定で作成された文書であるから東電幹部らの本音が示されたものとして決定的に重要である。

2009年6月保安院バックチェック審査で貞観の津波が取り上げられる。

▶2009年６月24日「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会　耐震・津波，地質・地盤合同ＷＧ」第32回において，福島第一原発の耐震バックチェック中間報告書の審査に際し，岡村行信委員（産総研　活断層・地震研究センター　研究センター長）から，「プレート間地震ですけれども，1930年代の塩屋崎沖地震を考慮されているんですが，御存じだと思いますが，ここは貞観の津波というか貞観の地震というものがあって，西暦869年でしたか，少なくとも津波に関しては，塩屋崎沖地震とは全く比べ物にならない非常にでかいものが来ているということはもうわかっていて，その調査結果も出ていると思うんですが，それに全く触れられていないところはどうしてなのか」等と発言があった（東電株代　甲17・16頁）。

▶東電の西村氏から，福島地点の地震動を考える際には，塩屋崎地震で代表できると考えた等と説明があったが，岡村委員は納得せず，「少なくとも津波堆積物は常磐海岸にも来ているんですよね。かなり入っているというのは，もう既に産総研の調査でも，それから，今日は来ておられませんけれども，東北大の調査でもわかっている。ですから，震源域としては，仙台の方だけではなくて，南までかなり来ているということを想定する必要はあるだろう，そういう情報はあると思うんですよね。そのことについて全く触れられていないのは，どうも私は納得できないんです。」（同・甲17・16頁）等と追及された。

岡村氏への対応に腐心する東電の幹部ら 酒井氏の2009年6月14日の被告人武黒・武藤らに宛てたメール

「本日午前，ＮＩＳＡの合同ＷＧで福島バックチェック（活断層・Ｓｓ）が審議されました。予定では，Ａサブ了解のもと，本日の合同ＷＧでＮＩＳＡ評価書了解となる予定でしたが，下記のとおりやや波乱があり，もう１回審議となりました」

貞観津波について，「・岡村委員から，プレート間地震で８６９年の貞観地震に関する記載がないのは　納得できない，とコメントあり。地震動評価としては遠距離であり問題ないと考えているが記載する方向で検討する旨ＮＩＳＡが回答。

→地震動としては問題ないが，津波評価上では学会でモデルの検討を行ってから対処する方向で考えていた地震。その方向性でよいことは津波，地震の関係者にはネゴしていたが，地質の岡村さんからのコメントが出た，という状況。

→既に関係者には伝達しているとおり，堆積物調査等を実施することとしているが，バックチェック最終報告で対応するとなると設備対策が間に合わない（？）そもそも，現在提案されている複数のモデルのうち，最大影響の場合１０ｍ級の津波となる。

→地震動影響の資料の打ち出し方について要注意(モデルが確定しているような言い方は避ける）」

「地震動影響の資料の打ち出し方」について注意喚起をしている状況からは，安全性向上よりも停止リスク回避・対策工事コスト抑制のため，外向けの説明の仕方に特に腐心していた状況が推認される。

東電株代2.26岡村行信証言は，被告人らの過失を基礎づける決定的なもの

東電は少なくとも2回にわたって，岡村氏のもとを訪問し，津波堆積物調査を福島県でも実施していく方針を説明した。(東京電力の社員に対して，貞観津波について考慮すべきかどうかといったことについて，何か御意見あるいは助言をされたことは) 覚えてるのは， 2回来られて最初は確か津波堆積物調査をしますという，調査前のことで説明に来られたと思うんですけど，多分そのときは私は今更調査してはもう無駄だと，先に対策した方がいいんじゃないですかということを言ったと思います。2回目は結果を持ってこられて，やはりこれでは来なかったという証明にはならないでしょうというふうに申し上げたと思います。

(証人としては，東京電力の担当者に対して，貞観津波について福島第一原発，第二原発で対策をすべきだとそういうふうにおっしゃったわけですね。)そうですね。

(調査をするよりも先に，対策をすべきだという趣旨ですか。)そうですね。産総研で，やった調査を消すことはできないので，それに基づいた津波モデルがある以上，少なくともそれを考慮した対策は必要なんじゃないですかということはずっと思っていました。酒井さんは2回とも来られたと思います。

(東京電力は，平成21年2月の会議までには，福島第一原発の耐震バックチェックの最終報告書の提出時期を平成24年11月としていたようですが，最終報告書の提出時期については説明を受けましたか。)いや，それも受けてないと思います。

東電の調査継続の方針について，岡村氏も「異論なし」と東電は保安院に虚偽報告していたことが明らかに

甲２９７の４

福島第一・第二地点津波評価

1．状況報告

（貞観津波）

- 学識経験者へ貞観津波についてはまだ研究段階であり、知見が確定していないことから、今回の新耐BCでは扱わず、津波堆積物調査、電力共通研究で検討・標準化した後バックチェックを行う予定であることを説明。
- 上記方針について 6/25 佐竹(土木学会調査委員)、7/1 今村(合同WG・AサブWG委員)、7/17 岡村(合同WG委員)、7/23 島崎 先生(合同WG委員)はいずれも異論なし。
- 一方で、合同WG（6/24）における岡村委員からの貞観地震に関する所論を踏まえ、評価書では「現在、研究機関等により 869 年貞観の地震に係る津波堆積物や津波の痕跡等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、事業者が津波評価及び地震動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」とされている。
- また、貞観の地震・津波についてJNESがクロスチェックを行う予定であり、東電の検討状況について事務局から質問あり（8/5）→検討中である旨回答。

2．今後の対応

- 学識経験者の了解が得られたことから、試計算結果を示した上で、バックチェック方針について保安院へ説明を行い、今後の対応について所論を行う。

2011年3月7日東電は初めて津波計算結果を保安院に報告した

東京電力は，2011年3月7日保安院と「お打ち合わせ」を行い，保安院に対し，「福島第一原発及び福島第二原発における津波評価について」と題する書面を交付して，津波評価技術で示されている断層モデルを用いた試算結果（Ｏ.Ｐ.＋５．７m～６．１m），長期評価に対応した断層モデルに基づいた試算結果（明治三陸地震：最大Ｏ.Ｐ.＋１５．７m。延宝房総沖地震：最大Ｏ.Ｐ.＋１３．６m），貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合の波高の試算結果（Ｏ.Ｐ.＋８．７m～９．２m ただし，２～３割程度津波水位が大きくなる可能性がある。）を報告した（甲１５，甲７５･７頁）。

そして,高尾氏は,経過をまとめて当日の内に被告人武藤や山下部長らにメールしている。**ここには,2011年４月に推本の長期評価改訂版が公表される際,津波対策の遅れについて,早期の対策を促す指示をすることが示唆され,高尾氏らは「津波対策工の検討を着実に実施する必要があります」と被告人武藤に伝えている。**極めて緊迫した重大なメールであった。

これが，3.11の四日前に，高尾GMが武藤本部長に宛てたメールである。「NISAコメントから，津波対策工の検討を着実に実施する必要がありますので，社内津波WG事務局と相談して進めたいと思います。」

資料１８３
甲A１３０　２～４T
「地震調査委員会による貞観地震津波公表に向けたＮＩＳＡヒアリング（メモ）」

25

地震調査委員会による貞観地震津波公表に向けたＮＩＳＡヒアリング（メモ）

日時：平成23年3月7日（月）　17:00～18:00
参加：原子力安全・保安院　小林室長、渡辺課長補佐、名倉審査官、杉原審査官、玉木審査官
当社　土木調査G　高尾GM、及川、柳沢
耐震調査G　江崎

概要（3/7 19:34 高尾GM発→武藤本部長宛メールの写し）：

■当方の説明（要点）

・３月３日に地震本部事務局と打合せを実施。
・４月中旬に長期評価の見直しを公表予定。その中で、８６９年貞観津波について触れるとのこと。
・ただし、地震本部独自には研究成果は持っておらず、公表済み論文以上の情報は無い模様。そこで、当社は、地震本部に対し、波源モデルを確定していないことが読み取れるよう記載を工夫して欲しい旨を願いした。
・土木学会では、H24年10月に「原子力発電所の津波評価技術」の改訂を予定。貞観津波以外にも日本海溝沿いの波源の見直し（貞観と同レベルの津波を発生させる）が予定されていることから、どのような津波対策ができるか社内検討を進めている。ただし、H24年10月までに防波堤工事を完了することは無理である。

■NISAコメント（要点）

・４月の地震本部公表の内容によっては、NISAから指示を出すこともある（比較的強い口調）。
・また、近々、女川のバックチェック最終報告が予定されている。その審議において、貞観津波のことが話題になることが予想されるが、審議状況によっては、東電福島に対し、[illegible]で指示を出すこともあり得る（比較的強い口調）。
・土木学会の改訂時期とバックチェック最終報告の時期との関係によっては、報告内容と対策工事完了の有無が大きく左右されるので、十分検討すること。

■今後の予定

・地震本部と連絡をとり、４月公表の内容を事前に把握できるようにしたいと思います。
・女川の報告内容や審議状況を的確に把握いたします。
・NISAコメントから、津波対策工の検討を着実に実施する必要がありますので、社内津波WG事務局と相談して進めたいと思います。

閲覧用提出

この重大メールについて「見ていない」と言い張った被告人武藤

この高尾氏のメールについては,被告人武藤は見ていないと言い,このメールは私のパソコンからは見つからなかったと答えている。しかし,メールアドレスは間違いないとも答えている。

このメールは,２月末のメールの続きであり,極めて重要なメールを見落とすはずがない。この問題を原子力企画会議で諮ろうと考えている矢先に,３．１１の大地震と福島原発事故が発生したのであった。

被告人武藤は,自らの刑事責任を免れるために,受け取ったメールを消したのではないかと推測せざるを得ない。保安院の対応は不十分ではあるが，対策を講じなかった東電役員がこれで免責されるはずがない。

第６　現場検証の重要性

東電事故調　105頁

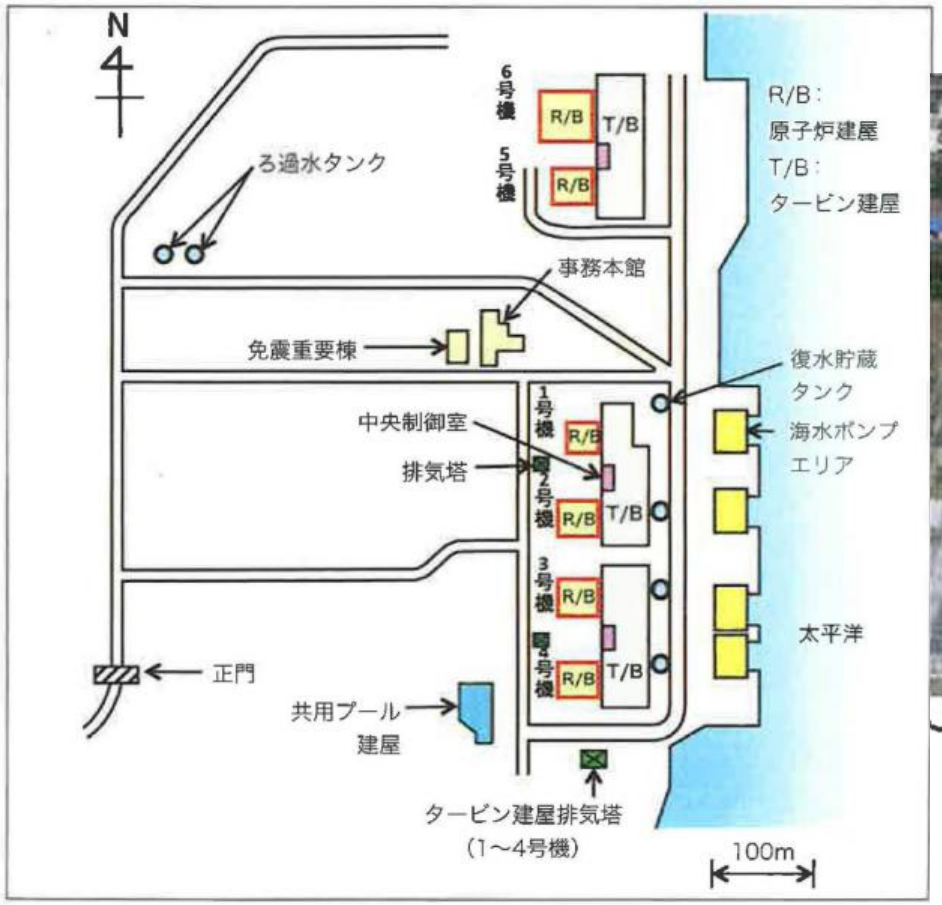

図１－２　主要部平面図

図２－２　福島第一原子力発電所中心部の海抜高さ

東電株代・甲44「政府事故調技術解説」

10.29東京地裁商事部による現地進行協議の要点

(1)高台を掘り込んだ地盤に建築されている

現地の4m盤と10m盤の状況はもともと津波に脆弱であった

(2)水密化するべきだった個所，防潮壁を設置するべきだった個所が確認できた

結果回避のための措置は十分可能だった。10m盤，大物搬入口，ルーバー，ブロック開口部，(重要機器設置室扉)。

(3)帰還困難地域

原発事故の被害の重大性について，「被害の説明資料」（東電株代・甲965）を発電所内の会議室で説明した。

原発に求められる安全性の高いレベルを確認できたものと確信する。

現地進行協議の意義

・裁判所は，福島原発現地に足を運び，原発そのものと敷地の実情をつぶさに見た。

・福島第一原発は，もともと約３０mの高台の台地を２０mも掘り込んで，すり鉢状の敷地に建設されており，**津波に脆弱な敷地**であることが立体的に確認できた。

・**現場敷地内に防潮壁を建設することは十分可能であったこと，事故後の建屋や重要機器室の水密化の措置を確認し，事故前にもそのような措置は容易だった**ということもわかった(東電株代・甲1091)。

・さらに，JR大野駅から原発敷地までの間，帰還困難区域の中をバスで移動し，広範な帰還困難区域の被害実情については，報告書で集中的に説明した。

爆発直後の福島第一原発

第7　指定弁護士が求めていることと高裁審理の展開シナリオ

東京地裁による現地指向協議の意義と現場検証の実施の必要性

▶目的は，事故の全体像の立体的な把握/福島サイトの津波に対する脆弱性/津波対策の具体的な実施可能性

▶ 東京地裁商事部の朝倉裁判長らは，現地進行協議として，福島原発現地に足を運び，原発そのものと敷地の実情をつぶさに見た。福島第一原発は，もともと約３０mの高台の台地を２０mも掘り込んで，すり鉢状の敷地に建設されており，津波に脆弱な敷地であることが立体的に確認できた。

▶また，現場敷地内に防潮壁を建設することは十分可能であったこと，建屋や重要機器室の水密化の措置は容易だったということもわかった。

▶被告人らが津波対策を決断さえすれば，日本原電の東海第二のように，東京電力の優秀な技術者たちは，短期間のうちに簡単なものから，順次津波対策工事が速やかに実施されることとなり，事故の結果が回避できたであろう。

長期評価の信頼性についての補充立証

▶元・気象庁地震火山部長の濱田信生証人の尋問

濱田証人は刑事でも証人申請されている。

(株代訴訟では，貞観津波について，産総研のリサーチャーであり，国の保安院のバックチェック審査の担当を行っていた岡村行信氏が，津波対策を講じない東電の担当者に対して，これ以上調査しても無駄だ，早く対策に取り掛かるべきだという決定的な意見を述べていたことが明らかになっている。)

▶島崎邦彦証人の再尋問

推本長期評価の信頼性/ 一審判決後に新たに明らかになった事実を証言する予定である。

結果回避措置の実現可能性についての追加立証

▶元東芝原発設計技術者の渡辺敦雄証人の尋問

▶結果回避措置の具体的な内容とその技術的な実施可能性

▶株代訴訟では，渡辺証人は後藤政志証人とともに，結果回避措置について，具体的に証言し，裁判所の疑問に答えて尋問後にも第二次意見書まで提出している。

第８　控訴審で証拠調べが実施される場合

刑事事件の控訴審では追加の証拠調べは原則として行われない

▶刑事控訴審では，民事事件と異なり，原則として新たな裁判資料の提出を認めていないため，第一審とは手続が異なります。刑事控訴審では，第一審で取り調べた証拠に基づいて，第一審判決に上記の控訴理由が存在するかを事後的に審査することが審理の基本となります。

▶もちろん，一審判決の法的な論理に誤りがある，事実の認定に誤りがあることが，一審で調べられた証拠によって明らかな場合は，新たな証拠調べをすることなく，控訴趣意を容れ，原判決を見直すことも可能です。

▶指定弁護士が述べている，3点の誤りは，いずれも決定的に重要なものであり，あらためて証拠調べをしなくても，一審判決を見直すことはできることなのです。

▶しかし，現実の問題として，一審判決の問題点を正確に理解するためには，高裁が自ら証拠調べに乗り出すことは決定的に重要な契機となります。

追加の証拠調べを行う場合

▶可能な３つの場合

一審後の事情

一審では取り調べることが困難な事由

裁判所が審理に必要と認めて職権採用した場合

▶島崎証人の再尋問は一審後にあきらかになった新たな事情について行う

▶他の証拠調べは一審では取り調べることが困難な事由があるか，裁判所による職権採用を迫ることなる。

▶最高裁の統計によれば，控訴審で事実の取り調べが行われることは，20件に一つ大変狭い門である。しかし，開かずの扉ではない。

最高裁統計
１件当たりの証人採用は0.05人

【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員（延べ人員）	5,398
終局人員（実人員）	5,332
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	3.7
平均開廷回数（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.0
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率（%）	96.8
事実の取調べの実施割合（%）	39.1
上告率（%）	45.9

※1　平均開廷回数は，被告人1人当たりのものである。

2　平均開廷間隔とは，控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

年々減少している
刑事控訴審における事実の取り調べ

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

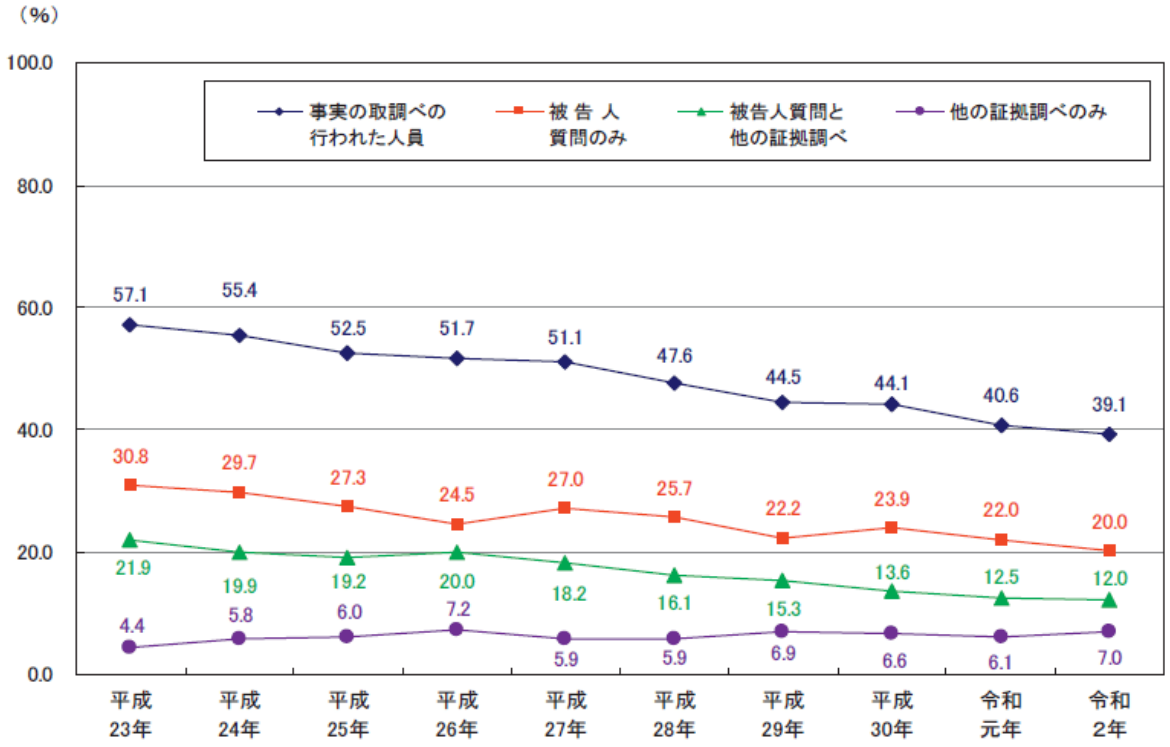

第９　告訴団・支援団は東京高等に新たな証拠調べの決断を迫る

新たな証拠調べの決断を迫るのは
市民とメディアの力

▶裁判所は東京地裁における株代訴訟の判決が７月に控えていること，最高裁に係属している損害賠償訴訟で，国が３対１で負けていることを知っています。

▶市民とメディアの声が強ければ，裁判所は証拠調べを決断するでしょう。

▶１月21日には10時30分から東京高裁を取り囲む署名提出行動を行います。こちらも，ぜひ取材して報道してください。２月９日には裁判所の腹は決まっているはずです。その半月前の1.21行動についての報道が決定的に重要です。

▶２月９日東京高裁第２回期日にも，私たちは10時30分から高裁を取り囲む予定です。こちらも取材と報道をお願いします。